

農林水産省防災業務計画

	昭和38年9月6日付け38総第915号
	農林事務次官依命通知
修正	昭和48年5月18日48総第422号
修正	昭和53年7月5日53文第261号
修正	昭和55年2月5日55総第87号
修正	昭和55年7月19日55総第503号
修正	昭和61年1月14日60総第917号
修正	平成8年1月17日77総第890号
修正	平成10年8月3日10総第385号
修正	平成11年3月1日11総第130号
修正	平成12年4月1日12総第130号
修正	平成12年6月16日12総第295号
修正	平成13年1月6日12総第699号
修正	平成13年7月10日13経営第1017号
修正	平成14年6月6日14経営第990号
修正	平成15年6月30日15経営第1483号
修正	平成16年5月21日16経営第524号
修正	平成18年6月30日18経営第1499号
修正	平成19年3月30日18経営第6831号
修正	平成19年6月14日19経営第1310号
修正	平成20年10月1日20経営第3514号
修正	平成22年3月1日21経営第5955号
修正	平成23年8月31日23経営第1616号
修正	平成25年2月27日24経営第2839号
修正	平成25年8月8日25経営第1108号

第1編 総則

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき農林水産省がその所掌事務につき、防災に関し講じるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めて災害等を未然に防止し、又は災害等が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

また、この計画の実施に当たっては、関係行政機関、地方公共団体その他関係公共機関等の行う防災活動との調整を図るとともに、防災情報を共有し、総合的な防災活動及び災害対策の推進に寄与するように努める。

第2章 計画の構成

この計画の構成は、第1編「総則」、第2編「震災対策」、第3編「津波災害、風水害・雪害、火山災害等の自然災害の対策」、第4編「海上油等汚染災害対策」、第5編「原子力災害対策」、第6編「林野火災対策」、第7編「その他の災害及び事故災害対策」、第8編「地域防災計画の作成において重点を置くべき事項」の8編とする。

第3章 防災に対する組織体制

第1節 農林水産省災害対策本部等の設置

1 農林水産省災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、農林水産業に係る災害対策を総合的に講じる必要があるとき、又は応急用食料・物資を緊急に調達・供給する必要があると認められるときには、本省に第5章の災害対応マニュアル等に定めるところにより農林水産省災害対策本部を設置する。

なお、地震災害等により本省が被災し、その機能が停止した場合には、あらかじめ指定した代替施設において、農林水産省災害対策本部の事務を実施する。

2 地方災害対策本部の設置

地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び森林管理局（以下「地方農政局等」という。）の所掌事務に関し災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、第5章の災害対応マニュアル等に定めるところにより地方災害対策本部を設置する。

3 現地災害連絡室の設置

災害情報を迅速かつ的確に把握するとともに、災害対策の実施に当たって被災地における総合的な調整を行うために必要があると認められるときは、第5章の災害対応マニュアル等に定めるところにより農林水産省災害対策本部及び地方災害対策本部の事務の一部を行う組織として、被災地に現地災害連絡室を設置する。

第2節 農林水産省災害対策本部等の要員の確保

農林水産省災害対策本部等（農林水産省災害対策本部、地方災害対策本部、現地災害連絡室をいう。）が設置された場合には、災害対策を円滑に実施するため、災害の種類及び程度に応じ、あらかじめ指名する非常参集要員を招集するとともに、本部の職員を緊急に発令する等により、要員の確保を図る。

第3節 関係機関等との連携

迅速かつ的確な情報の収集・共有及び実効性のある災害対策の実施のため、関係行政機関、地方公共団体その他関係公共機関等との連携に努める。

また、必要に応じ、内閣総理大臣官邸（以下「官邸（内閣官房）」という。）、内閣府、関係省庁又は災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（以下「政府災害対策本部等」という。）に対する災害の発生等の報告、要員の派遣等を通じ、政府としての活動が円滑に行われるよう努める。

第4章 地方農政局等の防災業務計画

地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長及び森林管理局長は、防災基本計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し防災業務計画を作成する。

第5章 災害対応マニュアル等の作成

本計画の内容に則して、当該各部局が所掌する災害応急対策等について、責任者を明確にした具体的かつ網羅的な災害対応マニュアルその他これに類する文書（以下「災害対応マニュアル等」という。）を作成する。災害対応マニュアル等は、震災対策、津波災害対策、風水害・雪害対策、火山災害対策、海上油等汚染災害対策、原子力災害対策、林野火災対策、冷害対策ごとに作成する。また、必要に応じ、その他の災害及び事故災害対策の災害対応マニュアル等を作成する。

災害対応マニュアル等では、必要に応じ、災害時において農林水産省の果たすべき応急用食料・物資等の供給、一般食料・物資・資材の供給、災害復旧、災害補償等の対策、また、これらに関連した国内外における迅速な情報の収集・共有・発信の徹底を図るための実践的活動要領を記載する。また、農林水産省の施設等が被災した場合に応急対策を実施する体制も併せて整備する。

この災害対応マニュアル等の内容は、訓練等を通じて職員に周知徹底するとともに、随時検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

地方農政局等及び内閣府沖縄総合事務局においても、本省に準じて災害対応マニュアル等を作成する。

第2編 震災対策

第1章 全体統括

第1節 災害対策の総括

- 1 非常連絡網等により関係職員の非常参集を実施する。関係職員は本省庁舎に参集する。本省庁舎が被災により使用不能な場合には、あらかじめ定める代替施設に参集する。
- 2 農林水産業に係る総合的な支援策等を講じるため、本省に農林水産省災害対策本部又は災害情報連絡会議を設置する。
- 3 地方農政局、北海道農政事務所及び森林管理局は、本省に農林水産省災害対策本部が設置された等の場合、必要に応じ、地方災害対策本部等を設置する。
- 4 防災無線、衛星携帯電話等を活用し、被災地の地方農政局等及び関係省庁との連絡体制等を確認する。
- 5 平常時における措置として、
 - (1) 震災時において迅速かつ適切な対応策を講じ得るよう、災害担当部局は、非常参集体制、災害応急対策に係る各部局の役割分担及び責任体制等をあらかじめ定める。

また、各部局と相互に連携協力して、被害状況の収集・報告体制や政府災害対策本部等への職員派遣の体制等の整備に努め、また、内閣府等の災害対策関係機関との連携協力等、自然災害の発生に備えた体制の整備を図る。
 - (2) 本省をはじめ、地方農政局等の各機関においては、災害対策実施拠点機能を的確に果たすため、自家発電設備等の施設及び通信機器、インターネット等の通信手段の確保、食料等の備蓄、災害対策用資機材の整備等を図る。

また、本省が被災した場合に備えて、代替施設においても必要な整備を図る。
 - (3) 情報収集・連絡体制の整備
 - ① 災害の発生に備え、災害担当部局は各部局の協力を得て非常連絡網等の情報収集・連絡体制を整備する。
 - ② 農林水産業に関する気象・災害情報等を迅速かつ正確に収集・伝達できる体制や施設、設備等の整備を図る。

第2節 被害状況の把握・報告

- 1 本省各部局及び被災地の地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び森林管理局は、農林水産業関係被害の情報を収集し、災害担当部局に報告する。
- 2 本省各部局及び被災地の地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び森林管理局は、二次被害の防止のための応急対策の実施を徹底するとともに、必要に応じて避難対策を実施する。
- 3 災害担当部局は、農林水産業関係被害の状況、応急対策の措置状況等について、必要に応じ、政府災害対策本部等、官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁等に連絡するとともに広報を実施する。
- 4 平常時における措置として、発災時に関係機関間の速やかな連携が図られるよう、緊急連絡体制の整備や被害の報告要領の周知・徹底などを実施する。

第3節 職員の派遣

- 1 必要に応じ、政府災害対策本部等事務局、被災地方公共団体等に職員を派遣する。
- 2 平常時における措置として、派遣する職員をあらかじめ選定するとともに、通信体制や携行品の準備等を行う。

第4節 全体統括に係るその他の平常時の対策

- 1 防災教育等の推進
 - (1) 災害に関する講習等の実施
災害業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、実務等に関する講習会等の実施及びその指導を行う。
 - (2) 防災知識の普及
展示会、各種の行事、印刷物の配布等により応急用食料の備蓄等、災害及び防災に関する知識の普及を図る。
- 2 防災訓練の実施
災害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

第2章 震災応急対応

第1節 応急用食料・物資等関係

- 1 応急用食料・物資の支援
 - (1) 震災時に応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）等農林水産省の所管に係る物資（以下「応急用食料・物資」という。）を円滑に調達・供給するため、農林水産省に食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。また、地方公共団体等においても、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努める。
 - ① 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料・物資の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の供給を行う。
その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料・物資が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言する。
 - ② 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の円滑な供給を行う。
 - (2) 毎年定期的に実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料・物資の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に必要な応じ提示するとともに、その他の生鮮食料等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して供給可能量を必要に応じ提示する。
 - (3) 政府災害対策本部等又は都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料・物資について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行う。

- (4) 必要に応じ、政府災害対策本部等又は被災地域の都道府県から、応急用食料・物資の調達・供給に関する支援要請があった場合は、直ちに関係機関との連携の下に必要な情報を政府内で共有して支援を開始する。また、被災地域の都道府県からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間、要請を待たずに応急用食料・物資の調達・供給を行う場合は、政府内で可能な限りの入手情報を共有し、遅延なく支援を開始する。
- (5) 応急用食料・物資の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務局長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長、内閣府沖縄総合事務局長及び森林管理局長は、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、応急用食料・物資の需給状況を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告する。

なお、一の地方公共団体に複数の地方支分部局が存する場合は、担当の地方支分部局をあらかじめ指定する。また、地方公共団体に職員を派遣している場合にあつては、当該職員を活用する。

- (6) 関係業者又はその団体等からの応急用食料・物資の無償提供の申出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、必要に応じ、関係都道府県に連絡し、政府災害対策本部等、関係行政機関と連絡調整の上、輸送手段のあっせん等供給体制を構築する。
- (7) 平常時における措置として、震災に備えて応急用食料・物資の調達・供給体制の整備を次により行う。

① 主食系の食料として、米穀を備蓄する。

② 災害が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、包装米飯等の応急用食料について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。

なお、応急用食料については、毎年定期的に調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知する。

また、木炭・煉炭・薪等についても、災害時に備え、供給可能な量の把握を行う。

③ 自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料・物資の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地への供給が円滑に行われるように努める。

④ 家庭における備蓄を推進するよう、関係機関と協力する。

2 漁業取締船等による応急用資材の輸送

- (1) 必要に応じ、水産庁漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送が行い得るよう、水産庁漁業取締船等の緊急対応体制を整備する。
- (2) 平常時における措置として、関係部局との緊急連絡体制の整備や船用物品等の備蓄・保管を行う。

3 海外支援及び災害救助犬の受け入れ

- (1) 外務省から、海外からの支援物資に係る情報を随時入手し、検疫担当部局等と情報を共有するとともに、必要に応じて外務省と調整を行う。
- (2) 災害救助犬の円滑な受け入れを図るため、関係省庁（官邸（内閣官房）、外務省、総務省消防庁、警察庁）との連絡体制を確保し、災害救助犬の受け入れに関する動物検疫手続について情報提供を実施する。
- (3) 平常時における措置として、発災時の迅速な対応のため、災害時救助犬

の受入れに係る手続等に必要な情報の関係省庁への提供等を行う。

4 動物検疫・植物検疫の緊急的対応

- (1) 海外からの支援物資としての植物や畜産物の円滑な受入れを図るため、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮を実施する。
- (2) 平常時における措置として、動物検疫所・植物防疫所の職員等の連絡網に加え、CIQ(検疫や税関など国境を越える物流や交通に必要な手続)関係者の緊急連絡体制を整備する。

5 災害復旧用木材等の調達・供給対策

- (1) 被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給を要請する。
- (2) 平常時における措置として、関係者間の緊急連絡体制を整備するとともに、木材の生産状況を常に把握しておく。

第2節 一般食料・物資・資材関係

1 需給・価格動向

- (1) 震災により主要な食料等の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局は、本省の指示により、食料の需給・価格動向を調査し報告する。
- (2) 平常時における措置として、震災時における食料の需給・価格動向等を把握するための体制を整備する。

2 一般食料の安定供給対策

- (1) 飲食料品及び油脂、米穀、野菜、食肉、鶏卵等の農畜産物及びこれらを主な原材料とする飲食料品、きのこ等の特用林産物、水産物等の供給が不足し、又は不足すると見込まれるときは、地域間の調整を図りつつ、小売店等の営業の確保等、食料の円滑な供給が図られるように検討するとともに、助言及び指導を実施する。
- (2) 平常時における措置として、関係企業・団体、省内関係部局等との緊急連絡体制の整備を行うとともに、企業等における事業継続計画策定の推進等を行う。

3 その他の物資・資材の安定供給対策

- (1) 飼料穀物備蓄計画に基づき備蓄している飼料穀物を、必要に応じ、災害対策用として供給する。
また、それ以外の飼料の供給につき関係団体に対し必要な指導を行う。
- (2) 稲、麦等農産物の種子その他営農上必要な資材の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、地域間の調整を図りつつ、都道府県及び関係団体を通じ、供給が図られるよう必要な助言及び指導を行う。
- (3) 動物用医薬品及び農薬の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、関係団体等を通じ、円滑な供給が図られるよう必要な助言及び指導を行う。
- (4) 平常時における措置として、
 - ① 飼料穀物備蓄計画に基づき備蓄している必要な飼料穀物を供給できる体制を整備する。また、農作物の種子その他営農上必要な資材の備蓄を行う。

- ② また、関係団体等との緊急連絡体制の整備を行う。

第3節 その他の対策

1 国内の病害虫防除対策

- (1) 震災時における病害虫の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、発生予察事業の強化、防除機具の計画的使用、防除体制の整備等を行う。
- (2) 平常時における措置として、関係機関等との緊急連絡体制の整備を行うとともに、大臣許可の病害虫を保有している施設の連絡先及び病害虫のリストを整備する。

2 国内の家畜衛生対策

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。
- (2) 平常時における措置として、関係機関等との緊急連絡体制の整備や病原体のリストを整備する。緊急時に備え、全都道府県に対する派遣者を定める。

3 営農指導

- (1) 農作物等の生産への影響があると考えられる場合には、これに対応するために必要な技術対策を検討し、都道府県等に対し技術指導の助言を行う。
- (2) 平常時における措置として、気象災害情報を適時把握するとともに地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局との緊急連絡体制を整備する。

4 家畜移動

- (1) 家畜の移動等に関する情報の収集や指導等を行う。
- (2) 平常時における措置として、関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、畜産農家の実態把握及び避難対策等についての検討を都道府県とともにを行う。

5 競馬場関係

- (1) 競馬場及び関連施設等における被害状況及び応急措置の実施状況等の情報収集を行う。
- (2) 平常時における措置として、競馬場ごとに定めている発生時の連絡体制や避難誘導體制等の整備、食料等の備蓄の状況等について把握するとともに、必要に応じて指導を行う。

6 広報・報道

- (1) 本省ホームページの運營業務
本省ホームページの稼働状況を確認し、被災が確認された場合は必要な対応を行う。
- (2) 報道機関への対応
緊急事案が発生又は発生を予測した場合は、事実関係や影響度合いを把握した上で、必要な対応を行う。

7 相談窓口の設置・対応

- (1) 必要に応じ、被災した農林漁業者に対する「被害に関する相談窓口」を設置する。
- (2) 消費者等からの問合せに対しては「消費者の部屋」との連携の基に対応する。また、必要に応じ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター一理

事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請する。

- (3) 平常時における措置として、省内の主な業務について担当部局の連絡先の確認等を行う。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧事業

国土の保全、農林水産業の災害復旧等を図るため、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業を推進する。

災害復旧計画は次に掲げる施設の復旧について定める。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する公共土木施設、農地、農業用施設、林道、共同利用施設、開拓者等の施設、水産動植物の養殖施設、堆積土砂の排除、湛水排除、共同利用小型漁船及び樹木
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する国及び国から委任を受けた都道府県が施工している又は施工の完了した農業用施設
- 5 1から4までに掲げるもののほか、法令又は予算により当該施設に係る災害復旧事業費又は災害関連事業費につき国が負担し又は補助する施設

第2節 被害状況の把握と二次災害の未然防止

- 1 公共土木施設及び農林水産業施設について、災害の発生後、速やかに被害状況を把握するとともに、二次災害の未然防止のための応急復旧を実施し、必要に応じ、土木技術者等を被災地へ派遣する。
また、激甚災害指定について関係部局と協議を行う。
- 2 平常時における措置として、関係機関との緊急連絡体制の整備を図る。緊急点検や被害報告の方法等について周知・徹底を図る。

第3節 災害復旧の実施方針

1 査定の早期実施

災害発生後できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、公共土木施設、農地、農業用施設等について特に必要がある場合には応急工事等の事前協議を実施する。

2 災害復旧の促進

公共土木施設災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については3箇年以内に、農地、農業用施設等の災害復旧事業の施工は、直轄事業についてはおおむね2箇年以内、補助事業については緊急に復旧を要する事業にあっては2箇年以内、その他の事業にあっては3箇年以内に完了するよう必要な措置を講じる。

なお、共同利用施設及びその他の施設の復旧事業については、原則として単年度で復旧するよう必要な措置を講じる。

3 再度災害の防止

公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧に当たり、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるもの及び災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地については、災害関連事業を実施する等再度災害の防止に必要な措置を講じる。

第4節 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備

- 1 治山事業、保安林整備管理事業、森林整備事業、地すべり防止事業、農業農村整備事業、海岸事業、水産基盤整備事業等の計画的な実施により、災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備を図る。
- 2 整備した施設等については、日常的な点検、修繕、維持管理に必要な機材を備える等、適切な維持管理を行うとともに定期的な点検結果等の情報を把握する。
- 3 農地等の浸水被害の拡大防止のため、地方農政局において、災害応急用ポンプ等の貸出体制を整備する。
- 4 関係機関等の緊急連絡体制の整備を図るとともに、保有する機械の台数、規格、整備状況を把握する。

第5節 災害補償

- 1 農業共済等の農林水産業に係る災害補償制度において、災害時には迅速に損害評価や事故確認を実施し、共済金及び保険金を早期に支払うよう指導する。
- 2 平常時における措置として、農業共済等への加入を促進するとともに、震災時には迅速かつ適切な対応策が講じられるよう体制を整える。

第6節 金融対策の総合調整

- 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等
農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な経営資金について円滑な融通がなされるよう措置を講じる。
- 2 農林漁業団体等に対する指導
被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の円滑な融通、既貸付金の返済猶予等に関して、農林中央金庫、関係金融機関等に対して金融業務の営業の継続等、被害の実情に即し適切な指導を行う。
また、株式会社日本政策金融公庫が行う株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項及び第3項に規定する業務等（以下「危機対応円滑化業務」という。）の実施について適切な指導を行う。
- 3 平常時における措置として、関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、震災時にとるべき対応の確認を行う。

第7節 税制措置の総合調整

- 1 被害農林漁業者に必要な税制上の措置について、各関係団体からの要望の把握及び必要な措置の検討を行い、税務当局へ情報提供を行う。
- 2 平常時における措置として、東日本大震災等の災害時に係る税制上の措置を省内に周知する。

第8節 災害復旧に係るその他の平常時の対策

- 1 農林水産業関連施設の安全性の確保
卸売市場や漁港施設等農林水産業関連施設の耐震性の強化、液状化対策の充実等の整備を図るとともに、必要に応じて、防災拠点としての整備を行う。
- 2 避難地・避難路の確保と整備
災害時の車両通行の円滑化のための農道等の整備や、避難地として活用し得る広場等の確保と防災拠点としての整備を図る。
- 3 防災に関する試験研究及び調査の推進
農林水産業の災害予防対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、施設や技術、災害の発生メカニズム等に関する試験研究、調査及び評価等を実施する。

第4章 職員等の安否確認、庁舎管理等

第1節 職員等に係る安否確認

- 1 農林水産省職員並びにその家族の安否及び負傷の状況を確認する。
- 2 平常時における措置として、安否等の確認を行うための緊急連絡体制を整備する。

第2節 庁舎等管理に係る対策

- 1 東京23区内で震度5強以上の地震が発生した場合や、火災等が発生した場合に、在庁職員及び外来者に対して、安全の確保や避難誘導を行う。
- 2 帰宅困難者が発生した場合は、内閣府等からの要請等により、庁舎の利用及び食料の提供を行う。
- 3 庁舎等に被害が生じた場合は、建物及び機関設備機能の被害状況を調査する。被害箇所については、応急修繕等を行うとともに、危険物が漏洩した場合は除去する。
- 4 平常時における措置として、消防訓練や防災設備の点検等を行う。震災時に備え、応急復旧用の資材等を準備しておく。さらに、什器等の転倒防止措置等の整備を行う。
また、帰宅困難者の受入れに備え、受入場所等を想定しておく。

第3節 宿舎、職員住宅の被災状況の把握

- 1 合同・省庁別宿舎の被災状況及び被災者等へ提供できる省庁別宿舎の情報収集を行う。
- 2 職員及び家族の住宅・家財に係る被災情報の収集を行う。
- 3 平常時における措置として、宿舎等の被災状況等を報告するため、関係機関等の緊急連絡体制を整備する。また、被災者等へ提供できる省庁別宿舎の報告を行うため、各宿舎の未貸与状況を常に把握しておく。

第4節 安全管理等に係る対策

- 1 負傷者の救護、状況の把握等を行う。
- 2 省内の食堂経営者に対する在庁職員への食事の提供について協力依頼を行う。
- 3 平常時における措置として、負傷者の救護を依頼する病院のリストアップや救護に係る個別対策マニュアルについて内容の周知徹底を図る。また、食堂経営者に対し、必要な食料の備蓄などの協力を要請する。

第5節 庁舎の被害状況、無償貸付可能な国有財産の把握

- 1 各部局の国有財産担当者を通じて、職員が勤務している庁舎の被害状況の把握等を行う。
- 2 平常時における措置として、国有財産リストを毎年更新する。

第6節 情報システムに係る対策

- 1 情報システム等の稼働状況、障害状況の確認及び復旧への対応を行う。
- 2 平常時における措置として、緊急連絡体制を整備し、情報システムの被害を軽減するための耐震措置等を講ずるとともに、情報システムの損壊に備えた代替機能等を整備する。

第7節 独立行政法人に係る対策

- 1 所管する独立行政法人の職員、施設等の安全確保及び業務運営機能の確保状況の確認を行う。
- 2 平常時における措置として、安否確認ルートの整備状況の確認及び独立行政法人との緊急連絡体制の整備等を行う。

第8節 執行可能な予算金額の把握等

必要に応じ、支出負担行為計画の示達、支払計画示達を行う。

第5章 地震防災対策強化地域における地震防災強化計画、東南海・南海地震防災対策推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、本編第1章から第3章まで及び第3編「津波災害、風水害・雪害、火山災害等の自然災害の対策」に定める必要な対策を推進する。

第3編 津波災害、風水害・雪害、火山災害等の自然災害の対策

震災以外の自然災害（津波災害、風水害・雪害、火山災害等）の対策は、第2編震災対策に準ずることを基本とし、一部災害の特性を踏まえ柔軟に対応するほか、次に掲げる措置を講じる。

第1章 高潮対策の推進

高潮による災害の防止又は高潮発生時に被害の拡大を防ぐため、既往最大規模等の高潮（高潮偏差、波浪を含む。）に対応できる海岸保全施設の計画的整備及び海岸を保全する森林の造成や整備を図るとともに、海岸保全施設の集中管理システムを構築する。

なお、高潮からの避難対策については、関係省庁や地方公共団体等と連携し対応するものとし、住民、海岸利用者等へ高潮に関する情報を伝達する体制を整備する。

また、高潮対策の実施に当たっては、環境や景観へも配慮する。

第2章 津波からの防護及び円滑な避難の確保

第1節 津波からの防護のための施設の整備

津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の補強や、海岸防災林の整備、津波発生時に閉鎖を迅速・確実に行うための水門や陸閘の自動化、遠隔操作化等の施設整備の推進を図るとともに、地震発生時に海岸保全施設等が効果を十分発揮するよう適切な維持管理等について指導を行う。

また、逃げ遅れた者が安全に避難できるよう、水門や陸閘等の構造上の工夫に努める。

さらに、津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、漁港等の整備の計画的な推進を図る。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波が到達するまでの時間を考慮して、漁船等の固定、港外退避等の措置について指導する。

第3節 自ら管理又は運営する施設に関する対策

地震防災対策推進地域内等の庁舎等の施設については、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検等の措置を講じる。

また、津波からの避難に要する時間にも配慮する。

第4編 海上油等汚染災害対策

第1章 全体総括

第1節 海上油等汚染災害応急体制の確立

- 1 迅速かつ適切な海上油等汚染災害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図る。
- 2 平常時における措置として、海上における油等（油、有害液体物質、危険物その他の物質をいう。以下同じ。）による汚染災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備する。
また、政府災害対策本部等の事務局等に職員を派遣する体制を整備する。
さらに、海上油等汚染災害時における関係機関、団体等の連絡体制を整備するとともに、携帯電話（衛星携帯電話を含む。）、衛星通信システム等災害時の非常連絡に有効な通信手段の確保を図る。
なお、農林水産大臣は、必要に応じて、独立行政法人水産総合研究センターに対して、水産庁における関係連絡会議への参画について協力を要請する。

第2節 海上油等汚染災害に関する情報の収集、報告及び広報

- 海上油等汚染災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、油等の流出量、漁業被害の発生状況等の情報を収集し、速やかに災害担当部局に報告する。
- 災害担当部局は、必要に応じ、直ちに内閣情報調査室その他関係省庁へ海上油等汚染災害の発生を報告するとともに、事態の推移及び対処の状況についても適時報告する。また、内閣危機管理監が主宰する緊急参集チームへの要員派遣等政府の初動対処への対応を行う。
- 農林水産省は、海上油等汚染災害に関する情報を取りまとめ、必要に応じ官邸（内閣官房）、海上保安庁、関係省庁、政府災害対策本部等に連絡する。
- また、災害の状況、応急対策の措置状況等については、報道機関、ホームページ等を通じて広報を行う。

第3節 海上油等汚染災害対策等の実施

- 油等汚染災害の発生を防止又は軽減するため、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報を収集・整理し、情報を共有化するとともに、情報図等の内容を充実させ、関係行政機関等で有効活用できる体制を整備する。
- また、油等の回収等が円滑かつ適切に実施できるよう体制の整備を図る。

第4節 油等防除資機材の保有状況の把握

- 水産庁は、都道府県及び関係団体等における油等防除資機材の保有状況を把握し、被災した都道府県等に対し油等防除資機材の保有状況の情報を提供する。

第5節 全体総括に係るその他の平常時の対策

- 1 防災教育等の推進
 - (1) 海上油等汚染災害に関する講習等の実施
海上油等汚染災害に関する業務に従事する職員に対して防災上必要な知識及び技能の向上を図るため関係法令、油等防除に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

水産庁は、漁場油汚染被害の軽減及び油汚染の処理について、現場での速やかな対応ができる防除指導者を養成することを目的として、関係団体と連携して油汚染防除指導者養成講習会等を行う。

(2) 海上油等汚染災害に関する知識の普及

展示会、各種の行事、印刷物の配布等により海上油等汚染災害対策に関する知識の普及を図るとともに、農林水産関係団体等を活用して漁家等の油等汚染に関する知識の普及を図る。

2 防災訓練の実施

海上油等汚染災害対策が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

第2章 災害応急対応

海上油等汚染災害が発生した場合、水産庁は、必要に応じ次のとおり災害応急対策を実施する。

- 1 海上油等汚染状況の把握等のため、関係機関と十分な連携を確保するとともに必要に応じて担当官を派遣する。
- 2 関係都道府県等を含めた対策協議会を設置し、情報交換及び対応策の検討を行う。
- 3 水産庁の所属船舶により、関係機関と連携をとりつつ流出油等の漂流状況を把握し、状況に対応した操業等が行えるよう情報の提供を行う。
- 4 必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理及び活動環境の整備・調整を図る。

第3章 災害復旧

第1節 海岸環境、漁業資源復活への対応

漁場の整備、沿岸域の環境保全、水産物の流通支援等水産関連事業、漁港・海岸等の災害復旧事業を推進することとし、そのために水産庁は次のことを行う。

- 1 必要に応じて関係省庁と連携し、海上油等汚染災害による水産資源への影響調査を実施する。
- 2 漁業経営の安定、漁場の再生等を行うため、必要に応じ、担当官を派遣して海上油等汚染災害被災地の現状調査、要望の聴取等を行う。

第2節 安全な水産物の供給についての指導等

水産庁は、油等の付着の有無に関する検査（視覚、嗅覚等による官能検査）の実施等について、関係団体等を指導する。

また、関係機関等と連携し、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の確認を行い、安全な水産物の供給を指導するとともに、安全性への懸念による水産物の流通消費上の混乱の防止を図るため、安全性の確認に関する実施状況とその結果について発表する。

- 1 水産庁及び地方公共団体は、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の広報を踏まえ、流通上の適切な対応につき、関係団体を指導する。
- 2 水産庁は、安全性への懸念による水産物の流通消費上の混乱の防止を図るため、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性の広報の実施に当たっては、関係省庁とも連携しつつ、テレビ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インター

ネット等を積極的に活用する。

- 3 水産庁は、必要に応じ、油等汚染災害周辺地域の水産物等の安全性に関する情報を消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

第3節 漁業者等の被害実態把握と経済支援等

1 漁業者等の被害実態状況に関する情報収集及び報告

水産庁は、漁業者等に係る被害実態等に関する情報を関係団体等を通じ、収集する。

2 被害漁業者等に対する金融措置

水産庁は、被害の実情に即し、漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の貸付条件の緩和について、関係金融機関等への要請を行う。

第4節 海上油等汚染災害に関する試験研究及び調査の推進

水産業の油等汚染災害対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、油等汚染による漁場環境及び漁場資源への影響並びに排出油等が沿岸・沖合生態系に及ぼす中・長期的影響の解明に関する調査研究、油濁の処理技術等に関する研究を実施する。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記1の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請する。

第5編 原子力災害対策

第1章 全体統括

第1節 人材養成・配置

原子力災害（原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する原子力災害をいう。以下この章から第3章までにおいて同じ。）への対応に必要な科学的な専門性（農林水産物等の生産・加工・流通の実態、放射性物質濃度の調査実務（サンプリング、調査機器の操作、統計解析等）等に関する専門的知見をいう。）を有する職員を計画的に養成するため、定期的に研修を実施するとともに、職員の配置等に当たり、当該職員が日頃からその専門性を十分に発揮し得る業務に従事し、実践力を維持できるよう配慮する。

第2節 定期訓練

原子力災害発生時の対応に係る研修及び訓練を定期的に行い、各局庁及び地方農政局等の初動対応を確認する。また、原子力災害発生時の対応に係る政府全体の訓練に参加し、他府省との連携した対応等を確認する。

第3節 連絡体制の整備

原子力災害応急対策を迅速かつ適切に行い得るよう、農林水産省内の非常連絡網及び関係省庁、都道府県、関係団体等との連絡体制を整備するとともに、必要に応じ、関係者間の役割分担の考え方を整理する。

第4節 職員派遣体制の整備

原子力災害に係る非常時の職員派遣候補者の選定や、非常時に関係機関に派遣する職員の携行品の準備等を行う。

第5節 情報の整理等

迅速かつ適切な原子力災害応急対策の実施に資するため、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。）の周辺地域における農林水産業の概況、過去の原子力災害時の対応、関係する科学的知見、原子力災害対策に係る国際機関の活動等に関する情報の整理等を行う。また、農林水産省のウェブサイトを活用した情報発信を円滑に行うための体制をあらかじめ整備する。

第2章 災害応急対応

第1節 警戒事象発生時及び特定事象発生時の情報の伝達等及び応急対策

1 情報の伝達及び非常参集

警戒事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定により通報しなければならない事象（以下「特定事象」という。）に至る可能性のある事象をいう。）及び特定事象が発生した旨の連絡を受けた場合、非常連絡網により省内関係者に速やかにその旨を伝達する。この場合、必要に応じ、関係職員が非常参集するとともに、関係者との連絡体制を確認し、原子力災害応急対策の実施に備える。

2 職員等の派遣及び関係省庁による会議への対応

必要に応じ、官邸危機管理センター及び原子力規制委員会原子力事故警戒本部（特定事象の発生時にあっては、原子力規制委員会原子力事故対策本部）

に職員を派遣するとともに、要請に応じ、緊急参集チーム等の関係省庁による会議に対応し、関係省庁との連携を図る。また、原子力規制庁からの要請に応じ、所管の独立行政法人に原子力規制委員会原子力事故現地対策連絡会議への職員の派遣を要請する。

3 原子力事業所の周辺地域の情報の収集・整理等

原子力事業所の周辺地域における農林水産業等に関する情報を収集・整理するとともに、原子力規制庁からの要請に応じて、緊急時モニタリング（海域を対象とするものに限る。以下「海域モニタリング」という。）を実施・支援する。

第2節 原子力緊急事態発生時の原子力災害応急体制の確立

1 情報の伝達

原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号のいずれかに該当する場合において原子力緊急事態（同法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。）が発生したと認めた旨の連絡を受けたときは、非常連絡網により省内関係者に速やかに伝達する。

2 農林水産省原子力災害対策本部の設置

原子力災害対策特別措置法第16条第1項の規定に基づき原子力災害対策本部が設置された場合には、農林水産大臣の指示により、速やかに農林水産省原子力災害対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、原子力規制庁から提供される原子力緊急事態の推移及び今後の見通し等の情報並びに各局庁の収集・整理した情報の共有、農林水産業等への影響の判断、農林水産省が関わる応急対策に係る方針決定等を行う。

3 地方農政局等原子力災害対策本部の設置

原子力災害発生都道府県を管轄する地方農政局等は、本省に農林水産省対策本部が設置された場合など、必要に応じ、地方農政局等原子力災害対策本部を設置し、地方農政局等内関係者による各種の情報の共有、現地情報の収集・整理、農林水産省対策本部への報告、原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定に基づき設置される原子力災害現地対策本部との連絡調整等を行う。

4 職員等の派遣及び関係省庁による会議への対応

必要に応じ、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部に職員を派遣するとともに、関係省庁による会議に対応し、関係省庁との連携を図る。

第3節 職員の安否確認

職員等に係る安否確認については、必要に応じ、第2編第4章第1節を準用する。

第4節 庁舎等管理に係る対策

農林水産省の所管する施設の被災状況を把握し、施設及び機能の保全に努め、原子力災害応急対策の推進に資する。

第5節 執行可能な予算金額の把握等

執行可能な予算金額の把握等については、必要に応じ、第2編第4章第8節を準用する。

第6節 応急用食料・物資の調達・供給

応急用食料・物資の調達・供給については、必要に応じ、第2編第2章第1節1を準用する。

第7節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、必要に応じ、第2編第2章第1節3(1)及び4を準用する。

第8節 緊急時モニタリング

原子力規制庁からの要請等に応じて海域モニタリングを実施・支援する。また、海域モニタリングその他の放射性物質濃度又は放射線量の調査結果を取りまとめ、関係省庁と共有するとともに、モニタリングに関する計画の調整等を行う。

第9節 情報の収集・整理等

原子力災害対策本部から提供される発災施設等の情報、避難指示等の緊急事態応急対策等に関する情報及び発災施設等周辺地域における農林水産業等に関する情報を収集・整理し、農林水産省が関わる緊急事態応急対策に活用するとともに、必要に応じて原子力災害対策本部に提供する。

第10節 農林水産業等への影響の判断

農林水産省対策本部は、前節により収集・整理した情報及びそれらの情報の分析結果を踏まえ、発災施設等外へ放出された放射性物質による農林水産物等の汚染の可能性及び避難指示等による農林水産業等への影響の可能性の有無を判断する。

また、原子力災害対策本部として飲食物の汚染の可能性の有無についての判断がなされる場合には、農林水産省の実態について、原子力災害対策本部に対して参考となる情報を提供する。

第11節 放射性物質濃度又は放射線量の調査

農林水産物等の汚染の可能性があると判断した場合、放射性物質濃度及び放射線量の調査に取り組む。

その際、所管の独立行政法人、調査に協力する民間分析機関等の情報を整理し、分析機器が不足する場合には、その追加等の支援に努める。

また、厚生労働省とも連携しつつ調査の方針を取りまとめ、必要に応じて都道府県等に通知するとともに、要望に応じて都道府県等に対する調査実務についての助言や地方農政局等や所管独立行政法人等への職員の派遣要請を行う。

さらに、調査実施主体により調査結果が公表されるように促すとともに、調査結果を分析し、その後の調査等に活用する。

第12節 出荷等の制限に係る対応

- 1 農林水産物等の汚染の可能性があると判断した場合、必要に応じて厚生労働省等と連携して、放射性物質濃度の調査結果が得られるまでの暫定的な出

- 荷制限や調査結果を踏まえた原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく出荷制限指示等の検討に必要な情報を提供する。また、肥料、飼料等の資材についても、それらを用いて生産された農林水産物が食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の基準値等を超過することのないよう放射性物質濃度の基準値等を見直し、基準値等を超過した資材の出荷、使用等がなされないよう、都道府県・関係団体を通じて、資材の流通業者、農林水産業者に指導する等必要な対策に取り組む。さらに、使用等の制限により資材供給に不足が生ずるときは、代替資材の確保や広域流通に取り組む。
- 2 ため池等農業水利施設について、放射性物質濃度の調査の結果、農業用水の利用による汚染の拡散が見込まれる場合、取水制限等を行うよう、都道府県、関係団体を通じて土地改良区、農業者等に指導する。
 - 3 警戒区域等立入りを制限する区域等を踏まえて、放射性物質により直接汚染されている可能性のある木材製品が出荷されないよう、都道府県、関係団体を通じて、木材産業関係者等に指導する。

第13節 作付制限に係る対応

農地土壌及び農産物の放射性物質濃度の調査データ等を踏まえ、原子力災害発生後に作付を行う品目について、食品衛生法上の基準値等を超過する可能性が高い場合、原子力災害対策本部決定に基づいて当該品目の作付制限を行う。

第14節 関係業者への技術指導

農林水産物等の放射性物質による汚染の回避及び放射性物質濃度の低減並びに農林水産業等の従事者の被ばくの回避のため、農作物の栽培等に当たっての留意事項を取りまとめ、都道府県等への通知等により農林水産業者等へ周知する。

第15節 避難指示区域等内の家畜に係る対応

各都道府県が定める動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条第1項に規定する動物愛護管理推進計画及び災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画に沿って、避難する農業者等に対して、家畜が農場外に逃げないようにする等家畜の適正な取扱いを呼びかける。また、関係都道府県に対し家畜の受入れ先の照会を行うとともに、作業員の派遣等の支援を行う。

第16節 警戒区域等内の森林への立入制限

警戒区域等立入りを制限する区域に通じる林道の通行止め、当該警戒区域等内の森林への立入制限が徹底されるよう、都道府県等及び森林管理局に対して要請等を行う。

第17節 既存制度の特例措置等

防災施設等の周辺地域の住民等が、避難のため既存制度に基づく申請手続等を円滑に行うことができないと想定される場合は、これらの手続等に関し特例措置を検討し、決定した事項を対象者に周知する。

第3章 災害復旧

第1節 汚染廃棄物処理及び除染の対処方針

原子力災害の被害を受けた対象地域において放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の実施が必要な場合は、これらが速やかに実施されるよう関係省庁及び都道府県と連絡調整を図り、協力するものとする。

第2節 施設の復旧

複合災害の発生等により原子力災害の被害を受けた地域で公共土木施設及び農林水産業施設に被害が生じた場合は、関係省庁と連携して、避難指示区域等の設定・解除の状況、除染の行程等を踏まえつつ、国が復旧事業を行うこととされた範囲において、これらの施設の復旧事業を実施する。その際、放射線による被ばくの防止を始め作業の安全確保の徹底を図るものとする。

第3節 農林水産業の再開に向けた条件整備

地力増進の取組、生産関連施設・機械等の補修・整備の支援など農林水産業の再開に向けた条件整備を進める。

第4節 情報発信

農林水産省の原子力災害対応に関する決定事項その他必要な情報を、プレスリリース、ウェブサイト、説明会の開催等を通じて、分かりやすく提供する。各種情報は、必要に応じて英訳し、本省のウェブサイト（英語版）に掲載するほか、関係省庁等と連携して、各国政府、国際機関、海外メディア、海外産業界、海外消費者等に提供する。

第5節 農林水産業者等への損害賠償の円滑化

関係団体等を通じて把握した原子力災害による農林水産業者等の被害実態を取りまとめ、原子力事業者による損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、原子力損害賠償紛争審査会への説明、同審査会が行う農林水産物等の市場動向等の調査・分析等への協力を行う。また、損害を受けた農林水産業者等による損害賠償請求等が円滑に進むよう、情報提供、助言等を行う。

第6節 災害金融

災害金融については、必要に応じ、第2編第3章第6節を準用する。

第7節 農林水産物等の流通・消費の混乱の回避

発災施設等の周辺地域で生産された農林水産物等について、市場、量販店等における価格及び取扱状況等の調査を継続的に実施する。また、それらの流通上の適切な取扱いを確保するため、必要に応じ、関係団体への指導・要請、放射性物質濃度の調査結果や出荷制限の状況等に関する説明会の開催等を行う。

このほか、我が国から輸出する農林水産物等について、諸外国が放射性物質濃度の分析結果の添付、産地証明書の添付、輸入制限等の措置を講ずる場合、証明書の様式、発行者等に係る諸外国政府、関係機関等との調整を行い、科学的に根拠がない措置であるときは、その改善の申入れ・調整を行う。ま

た、輸出事業者自らが放射性物質濃度の分析を行うことができない場合であって、当該分析を引き受ける民間分析機関等において分析機器が不足するときは、必要な予算を確保しつつ、分析機器の追加等の支援に努める。

第8節 食料の安定供給

食料供給に不足が生ずるおそれがある場合には（応急用食料・物資の調達・供給対策は除く。）、緊急事態食料安全保障指針（局地的・短期的事態編）（平成24年9月28日農林水産省決定）により対応する。

第4章 原子力艦の原子力災害

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は、前章までの規定に準じて対応する。

第6編 林野火災対策

第1章 全体統括

第1節 林野火災応急体制の確立

- 1 迅速かつ適切な林野火災応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図る。
- 2 平常時における措置として、林野火災発生時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備する。
また、政府災害対策本部等の事務局等に職員を派遣する体制を整備する。

第2節 林野火災に関する情報の収集、報告及び広報

林野火災が発生した場合には、災害の状況等に関する情報を収集・把握し、速やかに災害担当部局に報告する。

災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡する。

農林水産省は、林野火災に関する情報をとりまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、消防庁、関係省庁、政府災害対策本部等に報告する。

また、火災被害の状況等については、報道機関、ホームページ等を通じて広報を行う。

第3節 全体統括に係るその他の平常時の対策

1 林野火災予防施設の管理等

林野火災を予防し、又は林野火災が発生した場合の迅速な応急対策を推進するため、火災予防関係施設等の点検整備、防火、初動対応等のマニュアルの整備、実情に応じて関係機関と連携しながら行う防災訓練、防災教育等を実施する。

2 全国山火事予防運動の実施

消防庁、地方公共団体等の関係機関の協力を得て、林野火災発生の高危険性の高い時期に全国山火事予防運動を実施し、林業関係者及び林野周辺住民に加え都市住民に対しても広く林野火災の予防を呼びかける。

3 林野火災予防対策の実施

地方公共団体、消防機関、地域住民、森林所有者等からなる消防組織等との連携・協力体制の下で、特に林野火災の発生の高危険性の高い時期及び人家、公共施設等に被害を及ぼすことが懸念される地域に十分留意して林野火災対策に係る総合的な予防対策を講じる。

この場合、特に、次の事項について重点を置く。

- (1) 森林保全巡視は林野火災の予防にも配慮し、特に乾燥、強風等の気象条件、入林者の多い時期、箇所等を考慮して効率的に実施する。
- (2) 森林及びその周辺での火入れを行う者に対し、火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図る。
- (3) 防火線、防火樹林帯、防火林道等の整備に努める。

第2章 災害応急対応

第1節 林野火災の応急対策の実施

- 1 林野火災の状況に応じて森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じる。

- 2 直接消火やその支援活動に当たる消防機関、地元地方公共団体等に対して、森林の状況等に関する情報の提供等現地の実情に応じた協力を努める。
- 3 必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備・調整を図る。

第2節 二次災害防止対策

降雨等による二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地については、関係住民に周知を図り、不安定な土砂及び被害木の除去、防護柵の設置等の応急対策を講じる。

さらに、山地災害危険地等の危険性を判定し、応急対策等の指導を行う専門技術者の現地派遣等二次災害の防止体制の整備を推進する。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧計画

- 1 森林復旧対策については、地方公共団体等と調整を図り、迅速かつ適切な森林復旧を図る。
- 2 必要に応じて専門家の協力を得ながら林野火災の発生形態等の究明を行い、林野火災に強い森林の復旧・造成に努め、再発の防止を図る。

第2節 金融対策の総合調整

- 1 株式会社日本政策金融公庫による融資等
農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営の維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について円滑な融通がなされるよう株式会社日本政策金融公庫に対し、適切な指導を行う。
また、株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務等の実施について適切な指導を行う。
- 2 農林漁業団体に対する指導
災害時において被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行う。

第3節 森林保険制度

- 1 森林保険制度において、災害時には迅速に損害評価や事故確認を実施し、保険金を早期に支払うよう指導する。
- 2 平常時における措置として、森林保険への加入を促進するとともに、災害時には迅速かつ適切な対応策が講じられるよう体制を整える。

第4節 林野火災予防等に関する調査、研究等の推進

林野火災予防対策や延焼拡大防止対策等に関し、必要に応じて研究機関等と連携して調査及び試験研究を推進する。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記2の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請する。

第7編 その他の災害及び事故災害対策

本編は、第2編から第6編までに記述された災害以外の農林水産業に関する災害及び所管業種の事業場等での事故による災害（以下「事故災害」という。）の対策編として、これらの災害に共通する事項を定める。

第1章 全体統括

第1節 災害応急体制の確立

- 1 迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、非常参集を行い、災害応急体制の確立を図る。
また、必要に応じ、政府災害対策本部等の事務局、被災地方公共団体等に職員を派遣する。
- 2 平常時における措置として、
 - (1) 災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網及び非常参集体制を整備する。
また、政府災害対策本部等の事務局、被災地方公共団体等に職員を派遣する体制を整備する。
 - (2) 災害時の情報収集体制の整備、関係機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
また、必要に応じ、災害防止及び応急対策を含めた災害対策マニュアルの作成、災害対策用資機材の整備を行うとともに、対応策について関係者に周知徹底する。

第2節 災害に関する情報の収集、報告及び広報

災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、災害の規模、被害の状況等の情報を収集し、速やかに災害担当部局に報告する。

災害担当部局は、必要に応じ、被害の第1次情報を速やかに官邸（内閣官房）に連絡する。

なお、事故災害の場合は、事業所管部局が中心となって情報の収集にあたる。

農林水産省は、災害に関する情報等を取りまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、政府災害対策本部等に連絡する。

また、災害の状況及び応急対策の措置状況等については、報道機関、ホームページ等を通じて広報を行う。

第3節 防災教育等の推進

防災業務に従事する職員に対して必要な関係法令、講習会等の実施及びその指導を行う。

また、必要に応じ災害防止に関する専門的な知識の習得、災害発生時における迅速かつ適切な対応策についての研修等を実施する。

第4節 災害防止対策の推進

災害を防止し、又は災害が発生した場合において被害の拡大を防止するため、迅速かつ適切な対策を推進する。

特に、事故災害については、所管業種の事業者に対し法令遵守の徹底と安全確保対策として、立入検査を効果的に実施するとともに、以下の事項につ

いて取り組むよう指導する。

- 1 安全な作業マニュアルの策定、安全管理に関する専門知識を有する人材の育成、配置、緊急時対応要領のマニュアル化等事業者の組織的な安全管理対策や事故防止対策。
- 2 事故及び異常事態への対応方策についての訓練の充実、安全教育、研修の充実等各種の安全教育の徹底。
- 3 保守点検マニュアルの作成、定期的検査の徹底等検査点検体制の充実強化。

第2章 災害応急対応

災害の状況に応じ、被害の拡大防止のための必要な措置等災害応急対策を講じる。

また、応急復旧を迅速かつ適切に行うため、準備していた災害対策用資機材を活用し、不足する資機材は迅速に調達し得るよう措置する。

さらに、ボランティア活動の支援を受ける場合には、安全管理、活動環境の整備・調整を図る。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧計画

復旧計画等については、関係機関等と十分協議を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

また、事故災害については原因の究明を行い、再発の防止対策や類似の災害発生防止に努める。その際、必要に応じて専門家の助言及び指導を受ける。

第2節 災害防止等に関する調査研究等の推進

災害防止対策や被害範囲の予測等に関し、調査及び試験研究を行うものとし、必要に応じて地方公共団体等と連携して実施する。

また、農林水産大臣は、必要に応じて農林水産省の所管する別記3の独立行政法人に対して上記防災に関する試験研究等を要請する。

第8編 地域防災計画の作成において重点をおくべき事項

災害対策基本法第37条第1項第2号により、この編を定める。

地域防災計画は、この計画に準じるとともに、各地域の実情を踏まえ、特に次の事項に留意して作成する。

第1章 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤の整備

都道府県及び市町村は、災害に強い国土を形成するため、森林整備保全事業計画、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画、漁港漁場整備長期計画等の国の長期計画のほか、関係地方公共団体が定める各種整備計画との整合性に留意しつつ、防災上の観点からの緊急度、影響度を考慮して農林水産関係施設等の計画的な整備を図る。

第2章 災害予防

1 危機管理体制の整備

災害時において迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、非常連絡網、非常参集体制及び関係機関等との連携について定める。

2 農林水産業に係る災害の予防

特に災害の頻発する地域については、気象、地形、土性等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全その他の営農指導の実施計画を定める。

3 応急用食料・物資の調達・供給体制

都道府県及び市町村は、大規模な地震等による災害の発生を想定して、応急用食料・物資の備蓄量、調達方法、輸送方法、輸送経路及び配分方法に関する計画を定めるとともに、住民による自主的な備蓄（3日分程度）の重要性について、普及啓発を図る。

また、農林水産省は必要に応じ、必要な助言指導を行う。

第3章 災害応急対応

1 災害情報の把握並びに関係機関に対する報告及び指導についての体制等を定める。

2 農林水産関係施設等の応急復旧対策及び二次災害防止対策について定める。

3 応急用食料・物資については、地域ごとの需給状況、供給必要量及び供給可能量の把握、活用体制を含めた受入れ体制の整備、緊急時における調達方法、輸配送経路及び配分に関する基準等を定める。

4 緊急輸配送のために必要な農道、漁港施設等の安全点検、輸送拠点の確保のための応急復旧等に関する事項について定める。

5 病虫害防除所、病虫害防除員等関係機関に対する連絡指導、病虫害防除機具の地域別の保有台数、地域内における調整等の方法を定める。

6 家畜の防疫対策を迅速かつ適切に行うための体制整備と被災地域の立入検査、消毒等に関する基準等を定める。

7 食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を監視、調査し、これら物資の需給及び価格の安定を図る方法を定める。

8 漁場油等汚染被害の軽減及び油等汚染の処理について、速やかな対応ができる体制等について定める。

9 林野火災の状況に応じて、森林被害の拡大防止のための必要な措置及び関

係機関との協力体制について定める。

第4章 災害復旧

災害復旧計画の策定方針、復旧資機材の調達方法、復旧業者の登録等に関する基準等を定める。

第5章 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第3条第1項の地震防災対策強化地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図る。

第6章 推進計画

- 1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の推進地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図る。
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の推進地域については、同法第6条第1項の規定に基づき、地震防災に関する対策の強化を図る。

別記 1

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人水産総合研究センター

別記 2

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人森林総合研究所

別記 3

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター